

平成26年 8月11日

酒田河川国道事務所

河川敷に悪質な不法投棄（ペットボトル約100本）を発見!!

8月6日（水）14時頃、東田川郡庄内町榎木地内の最上川右岸河川敷に、ペットボトル約100本の投棄されているのを付近で作業を行っていた作業員が発見・通報があり、職員が確認のうえ酒田警察署へ通報しました。

不法投棄は、「河川法」「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も河川巡視等により発見した悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおり

- ①発見日時 8月6日（水曜日）14時頃
（付近で作業をしていた作業員が発見・通報）
- ②発見場所 東田川郡庄内町榎木地内（河川敷内の藪）
- ③投棄状況 ペットボトル約100本

●罰則については、以下のとおりです。

- ・河川法では、3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金（法人等の場合は3億円以下の罰金）処せられる場合があります。

〈発表記者會〉 酒田記者クラブ、鶴岡記者会、エフエム山形

問い合わせ先

酒田河川国道事務所 電話0234-27-3331（代表）

副所長（河川担当） 森 禎一（もり ていいち）

河川管理課長 細川 和彦（ほそかわ かずひこ）

位置図・不法投棄状況

